

ID: 34

担当部署: 企画総務部 企画政策課

<b>処分の概要</b>	利用停止		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例 第20条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第17号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用停止) 第20条 市長は、インターネット加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、6箇月以内で市長が定める期間、そのインターネット接続サービスの利用を停止することができる。</p> <p>(1) インターネット接続サービスの料金その他債務について、納入期限を経過してもなお納入しないとき。</p> <p>(2) 加入の申込みに当たって、加入申請書に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、この条例に違反する行為、インターネット接続サービスに関する市の業務の遂行若しくは市の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え、又は与えるおそれのある行為を行ったとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 27 年 5 月 7 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日